

1 1. 日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧（2010年4月1日時点）

1. 出願料

(1) 特許		(2) 実用新案	
・特許出願	15,000円	・実用新案出願	14,000円
・外国語書面出願	24,000円	・実用新案法第48条の5 第1項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の5第1項 の規定による手続	15,000円	・実用新案法第48条の16 第1項の規定による申出	14,000円
・特許法第184条の20第1 項の規定による申出	15,000円	(3) 意匠	
・特許権存続期間の延長登 録出願	74,000円	意匠登録出願	16,000円
		秘密意匠の請求	5,100円
(4) 商標			
商標登録出願	3,400円	+	(区分数 × 8,600円)
防護標章出願又は防護標章登録に 基づく権利存続期間更新登録出願	6,800円	+	(区分数 × 17,200円)
重複登録商標に係る商標権存続 期間の更新登録出願	12,000円		

2. 審査・審判請求料等

(1) 特許

①昭和63年1月1日から平成16年3月31日までの出願	
出願審査請求	84,300円 + (請求項の数 × 2,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	16,900円 + (請求項の数 × 400円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	67,400円 + (請求項の数 × 1,600円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	50,600円 + (請求項の数 × 1,200円)
誤訳訂正書による明細書又は図面の補正	19,000円
審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定 に係る審判(再審)請求	55,000円
判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円
裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの(分割出願で現実の出願日が平成16年3月31日以前のもの))	
出願審査請求	77,300円 + (発明の数 × 9,000円)
審判(再審)請求	27,500円 + (発明の数 × 27,500円)
明細書又は図面の訂正請求	27,500円 + (発明の数 × 27,500円)
②平成16年4月1日以降の出願	
出願審査請求	168,600円 + (請求項の数 × 4,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	101,200円 + (請求項の数 × 2,400円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	151,700円 + (請求項の数 × 3,600円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	134,900円 + (請求項の数 × 3,200円)
誤訳訂正書による明細書又は図面の補正	19,000円
審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定 に係る審判(再審)請求	55,000円
判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円
裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの(分割出願で現実の出願日が平成16年4月1日以降の出願))	
出願審査請求	154,600円 + (発明の数 × 18,000円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	123,700円 + (発明の数 × 14,400円)

(2) 実用新案

①昭和63年1月1日から平成5年12月31日までの出願

出願審査請求	46,500円	+	(請求項の数 × 1,100円)
審判(再審)請求	49,500円	+	(請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正請求	49,500円	+	(請求項の数 × 5,500円)
判定請求	40,000円		
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円		
審判又は再審への補助参加申請	16,500円		
裁定請求	55,000円		
裁定取消請求	27,500円		

②平成6年1月1日以降の出願

実用新案技術評価請求	42,000円	+	(請求項の数 × 1,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400円	+	(請求項の数 × 200円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	33,600円	+	(請求項の数 × 800円)
審判(再審)請求	49,500円	+	(請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正	1,400円		
判定請求	40,000円		
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円		
審判又は再審への補助参加申請	16,500円		
裁定請求	55,000円		
裁定取消請求	27,500円		

(3) 意匠

判定請求	40,000円	審判又は再審への当事者の	
裁定請求	55,000円	参加申請	55,000円
裁定取消請求	27,500円	審判又は再審への補助参加	
審判(再審)請求	55,000円	申請	16,500円

(4) 商標

判定請求	40,000円		
商標(防護標章)登録異議申立	3,000円	+	(区分数 × 8,000円)
商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請	3,300円		
審判(再審)請求	15,000円	+	(区分数 × 40,000円)
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円		
審判又は再審への補助参加申請	16,500円		

3. 特許料・登録料

(1) 特許料

①昭和62年12月31日以前の出願

・平成16年3月31日までに審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 7,500円に1発明につき	4,900円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 11,900円に1発明につき	7,400円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 23,800円に1発明につき	14,800円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 47,500円に1発明につき	29,600円を加えた額

(追加特許の場合(1発明につき))

第1年から第3年まで	毎年 5,600円
第4年から第6年まで	毎年 8,400円
第7年から第9年まで	毎年 16,800円
第10年から第25年まで	毎年 33,600円

・平成16年4月1日以降に審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 1,500円に1発明につき	1,000円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 4,800円に1発明につき	2,900円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 14,300円に1発明につき	8,800円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 47,500円に1発明につき	29,600円を加えた額

②昭和63年1月1日以後の出願

・平成16年3月31日までに審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 11,400円に1請求項につき	1,000円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 17,900円に1請求項につき	1,400円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 35,800円に1請求項につき	2,800円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 71,600円に1請求項につき	5,600円を加えた額

・平成16年4月1日以降に審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 2,300円に1請求項につき	200円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 7,100円に1請求項につき	500円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 21,400円に1請求項につき	1,700円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 61,600円に1請求項につき	4,800円を加えた額

(2) 実用新案登録料

①昭和62年12月31日以前の出願		
第1年から第3年まで	毎年	9,300円
第4年から第6年まで	毎年	18,500円
第7年から第10年まで	毎年	37,000円
②昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願		
第1年から第3年まで	毎年	8,500円に1請求項につき 800円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年	16,900円に1請求項につき 1,600円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年	33,800円に1請求項につき 3,200円を加えた額
③平成6年1月1日～平成17年3月31日の出願		
第1年から第3年まで	毎年	7,600円に1請求項につき 700円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年	15,100円に1請求項につき 1,400円を加えた額
④平成17年4月1日以降の出願		
第1年から第3年まで	毎年	2,100円に1請求項につき 100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年	6,100円に1請求項につき 300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年	18,100円に1請求項につき 900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年	8,500円
第4年から第10年まで	毎年	16,900円
第11年から第20年まで	毎年	33,800円
*第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ		
類似意匠の場合		8,500円

(4) 商標登録料

商標（防護標章）登録料	37,600円×区分数
分納額（前期・後期支払）	21,900円×区分数
防護標章更新登録料	41,800円×区分数
商標権の分割申請	30,000円
更新登録申請	48,500円×区分数
分納額（前期・後期支払）	28,300円×区分数

4. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

①期間の延長、期日の変更	2,100円
②登録証の再交付	4,600円
③承継の届出（名義変更）	4,200円
④証明の請求	
窓口請求	
利害関係確認が不要な場合	1,400円
利害関係確認が必要な場合	1,550円
オンライン請求	1,100円
⑤書類謄本の交付	
利害関係確認が不要な場合	1,400円
利害関係確認が必要な場合	1,650円
⑥原簿謄本の交付	
利害関係確認が不要な場合	350円
利害関係確認が必要な場合	620円
⑦書類閲覧	
利害関係確認が不要な場合	1,500円
利害関係確認が必要な場合	1,750円
⑧原簿閲覧	
利害関係確認が不要な場合	300円
利害関係確認が必要な場合	600円
⑨磁気原簿記録事項の交付	
窓口請求	
利害関係確認が不要な場合	1,100円
利害関係確認が必要な場合	1,400円
オンライン請求	800円
⑩磁気ディスクへの記録	
1,200円 + 書面のページ数 × 700円	
⑪ファイル記録事項の閲覧	
窓口請求	900円
オンライン請求	600円
⑫磁気原簿記録事項の閲覧	
窓口請求	
利害関係確認が不要な場合	800円
利害関係確認が必要な場合	1,100円
オンライン請求	600円
⑬ファイル記録事項の交付	
窓口請求	
利害関係確認が不要な場合	1,300円
利害関係確認が必要な場合	1,550円
オンライン請求	1,000円

(2) 弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料 12,000円

(3) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料

- | | |
|---------------------|------|
| ① 特定通常実施権登録簿の閲覧又は謄写 | 300円 |
| ② 開示事項証明書の交付 | 530円 |
| ③ 登録事項概要証明書の交付 | 790円 |
| ④ 登録事項証明書の交付 | 910円 |
| ⑤ 登録申請書等の閲覧 | 520円 |

(4) 国際出願（特許、実用新案）関係手数料

- | | |
|--|------------|
| ① 送付・調査手数料 | |
| 日本国特許庁が国際調査を行う国際出願（送付手数料 1件につき） | 13,000円 |
| 日本国特許庁が国際調査を行う国際出願（調査手数料 1件につき） | 97,000円 |
| ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願（送付手数料 1件につき） | 13,000円 |
| ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願（調査手数料 1件につき） | 225,200円 |
| ② 国際出願手数料 | |
| 国際出願の用紙の枚数が30枚以内の場合 | 118,400円 |
| 国際出願の用紙の枚数が30枚を超える場合、30枚を超える用紙1枚につき | 1,300円 |
| ③ 国際出願手数料からの減額 | |
| ・国際出願時にPCT-SAFEソフトウェアのEASYモードを使用して作成した願書（紙）とFD（願書及び要約書の電子データを格納）を同時に提出した国際出願 | 8,900円を減額 |
| ・オンラインで国際出願をした場合 | 26,700円を減額 |
| ④ 予備審査手数料 | |
| 国際予備審査請求 1件につき | 36,000円 |
| ⑤ 取扱手数料 | |
| 国際予備審査請求 1件につき | 17,800円 |
| ⑥ 国際調査の追加手数料 | |
| 78,000円に請求の範囲に記載されている発明の数から 1を減じて得た数を乗じて得た額 | |
| ⑦ 国際予備審査の追加手数料 | |
| 21,000円に請求の範囲に記載されている発明の数から 1を減じて得た数を乗じて得た額 | |
| ⑧ 文献の写しの請求に係る手数料 | |
| 文献の写し 1件につき | 1,400円 |
| ⑨ 書類の謄本またはファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 | |
| 請求1件につき | 1,400円 |
| ⑩ 優先権の書類の送付の請求に係る手数料 | |
| 優先権の基礎とする出願（証明願） 1件につき | 1,400円 |
| ⑪ 国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料 | |
| 請求 1件につき | 1,400円 |

(5) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

- | | |
|---|----------------------------|
| ① 日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要) | |
| 国際登録出願 | 9,000円 |
| 事後指定 | 4,200円 |
| 更新 | 4,200円 |
| 名義変更 | 4,200円 |
| ② 国際事務局(WIPO)に支払う手数料 | |
| (下記の手数料の他に、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧表」をご確認ください。) | |
| 国際登録出願 | |
| ・基本手数料 商標が白黒 | 653 SF (スイスフラン) |
| 商標がカラー | 903 SF |
| ・付加手数料 1ヶ国毎 | 100 SF (個別手数料支払国以外を指定した場合) |
| ・追加手数料 3類を超える1類毎 | 100 SF (個別手数料支払国以外を指定した場合) |
| 事後指定 | |
| ・基本手数料 | 300 SF |
| ・付加手数料は国際登録出願と同額。 | |
| 更新 | |
| ・基本手数料 | 653 SF |
| ・付加手数料、追加手数料は国際登録出願と同額。 | |
| 名義変更 | 177 SF |

問い合わせ先：総務課